

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業 太陽光発電等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市における脱炭素を推進するため、市内で住宅用太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置する市民に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）（以下「交付金交付要綱」という。）及び糸島市補助金等交付規則（平成22年1月1日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(住宅の定義)

第2条 この要綱において、住宅とは、戸建の専用住宅または併用住宅の用に供する家屋をいい、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等は含まない。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- ア 個人の住宅の屋根に設置するものであること
- イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下2桁未満切捨）が10kW未満の設備であること
- ウ 商用化され、導入実績があるものであること
- エ 中古設備でないこと
- オ 既存設備の置換や増設でないこと
- カ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しない設備であること
- キ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること
- ク 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- ケ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）

(2) 蓄電池設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- ア 別表第1に掲げる仕様に適合するものであること
- イ 前号の規定により導入する太陽光発電設備の附帯設備であること
- ウ 1kWhあたりの価格が15万5千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電池設備であること

エ 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

オ 定置用の設備であること

カ 商用化され、導入実績があるものであること

キ 中古設備でないこと

ク 既存設備の置換や増設でないこと

2 前項各号に規定する要件のほか、補助対象設備を設置する住宅における電力需要量を考慮し、蓄電池設備の同時導入や適切な出力値の太陽光発電設備の設置を行うことによって、補助対象設備により発電した電力量の30%以上を自家消費することを要件とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、補助対象設備の設置に要する費用のうち、別表第2に規定する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じて定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点第2位未満は切り捨て）に1kWあたり7万円を乗じた額（千円未満の端数を生じたときは切り捨て）とする。ただし、5kWに相当する額を限度とする。

(2) 蓄電池設備 蓄電池の価格（設置に係る工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）に3分の1を乗じた額（千円未満の端数を生じたときは切り捨て）とする。ただし、8kWhに相当する額を限度とする。

(補助金の交付対象者)

第6条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自ら所有し居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者、または自ら所有し居住するために新築する市内の住宅に補助対象設備を設置する者

(2) 第13条に規定する実績報告書の提出時点において、補助対象設備を設置する住宅の場所が住民基本台帳に記録されている者

(3) 糸島市税を滞納していない者

(4) 本事業の補助金を受けたことがない者

(5) 補助対象設備について、国、福岡県または糸島市から補助金等を受けていない、または受ける予定がない者

(6) 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電等設置補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、すみやかにその内容等を審査し、太陽光発電等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付または不交付について、申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置（以下「補助事業」という。）に着手してはならない。なお、契約の締結は着手したものとみなす。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後に補助事業の内容を変更しようとするとき、または補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、太陽光発電等設置補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、太陽光発電等設置補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(状況報告等)

第11条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して補助事業の遂行に関する報告をさせることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了から10日以内もしくは市長が別途指定する日までのいずれか早い日までに、太陽光発電等設置補助金実績報告書（様式第5号）に別表第4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、太陽光発電等設置補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後、太陽光発電等設置補助金支払請求書（様式第7号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(補助事業の完了予定日の変更)

第15条 補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定日を変更しようとするときは、交付決定者は市長あてに太陽光発電設備等設置補助事業完了予定日変更報告書（様式第8号）を提出し、その旨を報告するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、補助事業の全部または一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 交付決定者が、法令等または法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付決定者が、補助事業に関して不正、怠惰、そのほか不適當な行為をした場合
- (4) 天変地異その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により、補助事業を遂行することができない場合（交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合であって、第1項第1号から第3号に基づく交付決定の取消である場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の額の再確定）

第17条 交付決定者は、第13条の規定による補助金額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産等の管理義務）

第18条 交付決定者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分等の制限）

第19条 交付決定者は、別表第5に定める対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ太陽光発電等設置補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、太陽光発電等設置補助金財産処分等承認通知書（様式第 10 号）により交付決定者に通知するものとする。なお、承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）」の規定に準じるものとする。

3 承認基準第 4 の規定による財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 市長は、補助事業の完了により当該交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部または一部に相当する金額を交付決定者に納付させることができる。

（自家消費量の報告）

第 20 条 交付決定者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年間、毎年市長が指定する日までに当該年度に発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第 11 号）によって市長に報告しなければならない。

（関係書類の保管）

第 21 条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、別表第 5 に定める補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する

別表第1（第3条関係） 蓄電池の仕様

1. 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

4. 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JISC4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5. 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別表第2（第4条関係） 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること）
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

別表第3（第7条関係） 交付申請書に添付する書類

種類	書類の内容
設備関係 (共通)	①補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの） ②補助対象設備の設置費用内訳書（様式指定） ③補助対象設備の設置場所及び付近の見取図 ④補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかる書類） ⑤補助対象設備の発電電力の消費量計画書（様式指定）
申請者関係	⑥申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは1点。公的機関発行の健康保険証等の顔写真なしのものは2点）の写し ⑦市税の滞納がないことの証明 ⑧委任状（補助金交付に係る手続きを代理人に委任する場合） ※申請時に、代理人の本人確認書類の提示を求める（⑤に準じる）。
住宅関係	⑨補助対象設備を設置する住宅の不動産登記事項証明書（発行から3月以内） ※未登記の既存住宅の場合は、最新年度の固定資産評価証明書（賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付）。 ※新築住宅で未登記の場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に不動産登記事項証明書（発行から3月以内のもの）を添付 ⑩所有者が2名以上の場合は、所有者全員の設備設置承諾書（様式指定）
その他	⑪誓約書（申請者及び施工業者それぞれのもの）（様式指定） ⑫上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第4（第12条関係） 実績報告書に添付する書類

種類	書類の内容
設備関係 (共通)	①補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ②補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） ③補助対象設備の設置費用内訳書（様式指定） ④補助対象設備の保証書の写し ⑤補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 ⑥補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や導入した補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの） ⑦電力会社の系統との接続契約書の写し ⑧（余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し
設備関係 (蓄電池)	⑨（蓄電池設備を設置する場合）太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類
住宅関係	⑩（交付申請時に未登記だった新築住宅の場合）不動産登記事項証明書（発行から3月以内のもの）
申請者関係	⑪住民票の写し（発行から3月以内のもの）
その他	⑫上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

別表第5（第19条、第21条関係） 法定耐用年数

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池設備	6年